



環境デュー・ディリジェンスに関する最新動向

環境省「環境デュー・ディリジェンス普及セミナー」

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 サステナブルビジネス戦略センター（CSBS）

2024年3月18日



- 経済協力開発機構（OECD）は、多国籍企業に対して責任ある行動を自主的にとるよう勧告する「OECD責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針」を策定。
- 2011年の指針改訂において、企業行動による負の影響を特定、防止、軽減するため、「企業はリスクベースのデュー・ディリジェンスを実施すべき」との規定が盛り込まれた。

OECD多国籍企業行動指針（項目）

1. 概念と原則
2. **一般方針**
3. 情報開示
4. 人権
5. 雇用及び労使関係
6. 環境
7. 贈賄及びその他の形態の腐敗の防止
8. 消費者利益
9. 科学、技術及びイノベーション
10. 競争
11. 納税

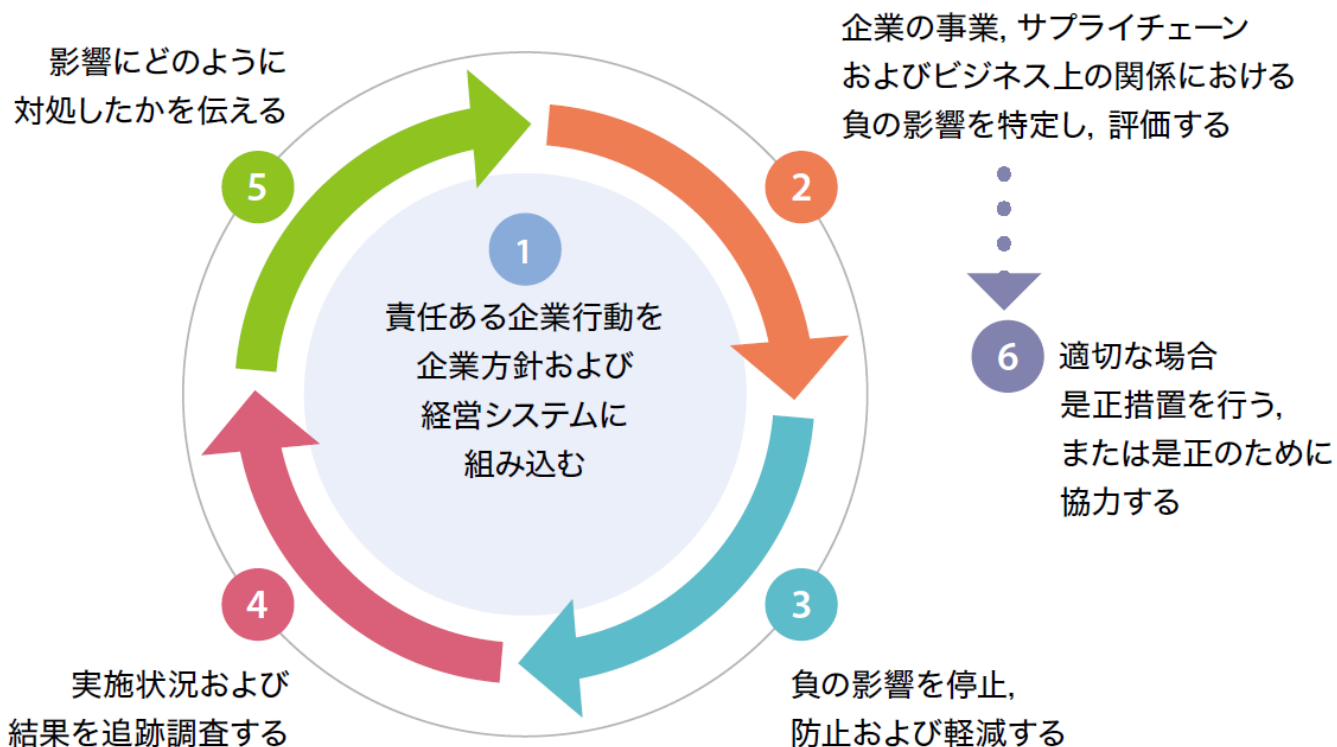
【一般方針より抜粋】

11. **リスクベースのデュー・ディリジェンス**を、例えば企業のリスクマネジメントシステムに取り入れることで、第12項及び第13項で規定されているように、**実際の及び潜在的な負の影響を特定、防止、軽減**し、これらの負の影響に如何に対処するかについて明らかにする。デュー・ディリジェンスの性質と範囲は、個々の状況下の事情に依る。
12. 行動指針が対象とする事項に関し、自社の活動を通じて負の影響を引き起こす又はこれを助長することを回避し、負の影響が生じた場合は、救済を提供する、又は救済に協力するなどを通じ、これに対処する。
13. 企業が負の影響を助長していない場合であっても、ビジネス上の関係によって、そうした負の影響が自社の事業活動、製品又はサービスに直接結びついている場合は、負の影響の防止又は軽減に努める。これは、負の影響を引き起こした事業体から、ビジネス上の関係関係にある企業に責任を転嫁することを意図するものではない。

デュー・ディリジェンスのプロセスと構成要素

- OECDは、「OECD多国籍企業行動指針」の実施を支援するため、2018年に「責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス」を公表。
- ガイダンスでは、DDプロセスを下記の①から⑤の構成要素で説明。加えて、DDと相互に作用し合い、最終的にはDDの支えとなり得るプロセスとして、「適切な場合是正措置を行う、または是正のために協力する」ことを規定。

デュー・ディリジェンスのプロセス、及びこれを支える手段



環境デュー・ディリジェンス関連の指針・法令等の海外動向



- 企業によるDDの実施に関する国際的な指針等が示される中で、欧州を中心にデュー・ディリジェンス（DD）の実施や情報開示を義務付ける法制度の導入・検討が進展。

年	国・地域	指針・法令等	概要
2008	米国	レイシー法 改正	違法木材の輸入に関するDD実施を義務化
2011	国際	OECD多国籍企業行動指針 改訂	多国籍企業にリスクベースのDD実施を勧告
2013	EU	木材規則	違法木材の輸入禁止、DD実施を義務化
2017	フランス	企業注意義務法	人権・環境DDの実施と情報開示を義務化
2018	国際	責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス	DDの実施を実務的に支援するためのガイダンス
2021	ドイツ	サプライチェーン・デュー・ディリジェンス法	人権・環境DDの実施と情報開示を義務化
	英国	環境法2021	違法な森林減少を伴うた農産物（パーム油等）の取扱い禁止、DD実施を義務化
2023	EU	企業サステナビリティ報告指令（CSRD）	非財務情報（DDの方針・プロセス含む）の開示義務対象を拡大（一定規模以上のEU域外企業含む）、内容を強化。
	国際	OECD多国籍企業行動指針 改訂	企業の環境マネジメントシステム（EMS）にはリスクベースのDDが含まれること、EMSで設定する目標は国際的コミットメント等と整合すべきこと等を勧告し、環境に対する負の影響の具体例を明記
	EU	森林減少ゼロ製品規則	森林減少を伴う農産物（パーム油等）の輸出入禁止、DD実施を義務化
		電池規則 改正	電池の原材料（リチウム等）に関する人権・環境DDの実施と情報開示を義務化
		企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令（CSDDD）案 ※2024/3/14時点で未成立	人権・環境DDの実施と情報開示の義務化（一定規模以上のEU域外企業含む）を検討中

OECD多国籍企業行動指針：2023年改訂の概要



- 2023年6月、経済協力開発機構（OECD）は、多国籍企業に対して期待される責任ある行動を自主的にとるよう勧告する「OECD多国籍企業行動指針」を改訂。指針の名称も「OECD責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針」に変更。
- 前回改訂から12年が経過したことを踏まえ、企業によるサプライチェーンの下流へのデュー・ディリジェンスの適用範囲の明確化、企業に対する気候変動や生物多様性について国際的に合意された目標との整合性を図ることへの期待、データの収集や使用を含めた技術に関するデュー・ディリジェンスの期待等の規定が新たに盛り込まれた。

2023年改訂までの経緯

時期	経緯
1976年	OECDが多国籍企業行動指針を策定。以降、5回（1979年、1984年、1991年、2000年、2011年）の改訂を実施。
2020年	行動指針が依然としてその目的に適う内容となっているか全体像を把握し、今後のオプションを検討するためのストックテイク作業を開始。
2022年5月	行動指針の各国連絡窓口からの情報収集、OECD委員会との協議や公開コンサルテーション（2021年6月～9月）等を経て、その成果を「ストックテイク報告書」として公表。
2022年6月	OECD閣僚理事会が、閣僚声明において「…OECD多国籍企業行動指針の実施や促進を進め同指針の目的に沿った部分的アップデートに向けた取組を行うこと等を通じて、コーポレート・ガバナンスと責任ある企業行動の強化を期待する」と言及。
2023年1月	多国籍企業行動指針の改訂案を公表。パブリックコメントを実施（2023年2月10日〆切）。
2023年6月	OECD閣僚理事会にて多国籍企業行動指針の改訂版を公表。

【指針本文】

- 企業が関与している場合がある環境への負の影響の具体例を追記。(冒頭)
- 企業が構築・維持すべきである、ライフサイクルを通じた企業の事業活動、製品及びサービスに関連した環境マネジメントシステムには、「リスクベースのデュー・ディリジェンスの実施」が含まれることを追記。(第1項)

企業が関与している場合がある環境への負の影響の例

- ✓ 気候変動
- ✓ 生物多様性の損失
- ✓ 陸、海洋及び淡水の生態系の劣化
- ✓ 森林減少
- ✓ 大気、水、土壌の汚染
- ✓ 有害物質を含む廃棄物の不適切管理

【指針本文】

- 環境マネジメントシステムの構築・維持にあたり講じる方策として、以下を追記。
 - 測定可能な目的、目標の策定に加えて、環境に対する負の影響に対処し、環境パフォーマンスを向上させるための**戦略を策定・実行**すること、目標は関連する国の政策並びに国際的コミットメント及び到達点と整合しているだけでなく**科学に基づく**べきであること。（第1項b）
 - 企業が引き起こした又は助長した環境への負の影響への対処に必要な**是正を提供するか或いはこれに協力**すること、環境に対する負の影響を引き起こした又は助長した**他の事業者に対し、負の影響からの是正を行うために影響力を行使**すること。（第1項e）
- 環境管理分野に関する教育及び訓練について、従業員だけでなく、それが適切かつ実効可能な場合は、**サプライヤー及びその他の取引先、特に中小企業及び小規模事業者に対してキャパシティ・ビルディングなどの支援を提供**すべきであることを追記。（第6項）

【指針本文の注釈】

- 環境問題及び期待を理解する上で、ベンチマークとなる国際的なコミットメント、多国間協定及びその他の規制枠組みとして以下を追記。(第66項)
- 環境に対する負の影響は、健康及び安全、労働者及び地域社会への影響、生計手段へのアクセス又は土地保有権等と密接に結びついていること、自社の環境マネジメント及びデュー・ディリジェンスの取組の文脈において、社会的影響を評価するとともに対処し、そのような負の影響を防止・軽減するための行動をとることが重要であることを追記。(第70項)

ベンチマークとなる国際的なコミットメント、多国間協定及びその他の規制枠組み

- ✓ 国連の持続可能な開発のための2030アジェンダ
- ✓ 国連気候変動枠組条約（UNFCCC）及びパリ協定
- ✓ 生物多様性条約及び昆明・モントリオール生物多様性枠組
- ✓ 国連砂漠化対処条約
- ✓ 国際金融公社（IFC）の環境・社会パフォーマンススタンダード
- ✓ 国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ（SAICM）

注：「環境と開発に関するリオ宣言」「アジェンダ21（リオ宣言の一部）」「環境問題における情報へのアクセス、意思決定における市民参加、司法へのアクセスに関する地域条約」「環境マネジメントシステムに関するISO規格」については今回の改訂以前から言及。

【指針本文の注釈】

- 資源循環について、環境に対する自社の負の影響を大幅に削減できるものとして、資源効率、循環経済及びその他のモデル等を通じた持続可能な消費及び生産のあり方の採用を追記。(第73項)
- 気候変動について、主に以下の内容を追記。(第76~79項)
 - 自社のGHG排出及び炭素吸収源への影響が、利用可能な最良の科学に基づく国際的に合意された世界全体の気温目標と合致するよう努めるべきであること
 - 上記には、科学的根拠に基づいた方針、戦略及び移行計画の設定及び実施、並びに短期・中期・長期の緩和目標の設定、実施、モニタリング及び報告を含むこと
 - 目標達成と影響への対処にはサプライヤー及びその他のビジネス上の関係先への、相互に合意可能な条件に基づく影響力の行使及び技術供与、技術支援及び資金提供が不可欠であること等を追記。
- 生物多様性保全について、森林減少を含む陸、海洋及び淡水の劣化を回避し、これに対応すべきであること、そのための取組には、国立公園や環境保護区等の生物多様性や保護種に対する潜在的な負の影響に関するより詳細なデュー・ディリジェンスの実施を含むべきであること等を追記。(第80項)

EUにおける環境DD実施義務化の動き

- 2017年以降、EUでは環境DDの開示だけでなく、実施を義務化する動きがある。
- EU全体においては、一定規模以上のEU域内・域外企業に人権・環境DDの実施と情報開示を義務付ける「企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令」（Corporate Sustainability Due Diligence Directive : CSDDD）について検討が進んでいる。

EU域内におけるこれまでの経緯

※ EUにおいて、欧州委員会は行政、欧州議会は立法、EU理事会は閣僚の役割を担う組織。

時期	国・地域	経緯
2017年3月	フランス	一定規模以上の企業に人権・環境DD実施を義務化する「企業注意義務法」が発効、適用開始
2018年3月	EU	欧州委員会がサステナブルファイナンス行動計画を策定し、企業の取締役会に対してDD実施を含むサステナビリティ戦略の策定と開示を求めることの必要性を評価することを規定。
2020年2月		欧州委員会の司法・消費者総局が、EUにおけるDDの取組実態調査に基づき、将来的なDD法制化を提言。
2020年10月		欧州委員会が、取締役の注意義務と企業のDD実施を規定する「サステナブル・コーポレート・ガバナンス指令」の検討にあたり、パブリックコメントを募集。
2020年12月		EU理事会が、欧州委員会に対して人権・社会・環境DDの基準等に関する行動計画を策定するよう求める決議を採択。
2021年3月		欧州議会が、欧州委員会に対して企業によるDD実施を義務化する指令を策定するよう要請する決議を採択。
2021年7月	ドイツ	一定規模以上の企業に人権・環境DD実施を義務化する「サプライチェーンDD法」が発効、2023年1月より順次適用開始。
2022年2月	EU	欧州委員会が、企業サステナビリティDD指令（CSDDD）案を公表。
2022年12月		EU理事会が、理事会CSDDD指令に関する方針を採択。
2023年1月		一定規模以上の企業（EU域外企業を含む）にサステナビリティに関するDDプロセスを含む情報開示を義務化する「企業サステナビリティ報告指令」（CSRD）が発効、2024年1月より順次適用開始。
2023年6月		欧州議会が、議会としてのCSDDD修正案を採択。
2023年12月		CSDDD案について、欧州委員会、EU理事会、欧州議会の三者間で政治的な暫定合意。
2024年2月		EU理事会の常駐代表委員会で合意に至らず。引き続き検討中。

企業サステナビリティデュー・ディリジェンス指令案：概要



項目	内容
対象企業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一定規模以上（※）のEU域内企業及びEU域外企業 ※ 直近会計年度の平均従業員数と全世界純売上高、EU域内純売上高に基づいて判断される見込み
環境分野の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ■ 7つの環境分野 <ul style="list-style-type: none"> ● ①気候変動、②生物多様性の喪失、③大気・水・土壌の汚染、④陸、海洋及び淡水の生態系の劣化、⑤森林減少、⑥物質・水・エネルギー、その他天然資源の過剰消費、⑦有害物質を含む廃棄物の発生と不適切な管理 ■ 遵守すべき国際条約等 <ul style="list-style-type: none"> ● ワシントン条約、水銀に関する水俣条約、ストックホルム条約、ウィーン条約及びモントリオール議定書、バーゼル条約、国連気候変動枠組条約、パリ協定、欧州気候法、グローバル・メタン・プレッジ、国際海洋法条約、オーフス条約
要求事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 以下の行動からなるリスクベースの人権・環境DDの実施 <ul style="list-style-type: none"> ● DDを自社の関連方針に統合 ● 実際の又は潜在的な負の影響の特定・評価 ● 必要な場合、潜在的及び実際の負の影響の優先順位付け ● 潜在的な負の影響の防止・軽減、実際の負の影響の停止・最小化 ● 実際の負の影響の回復・救済 ● 影響を受けるステークホルダーとの意味のあるエンゲージメント ● 苦情処理手続きの確立又は参加 ● DDの方針及び手続きの有効性のモニタリング及び検証 ● 当指令の遵守を示す文書を10年以上保管

注：上記は、2022年2月に欧州委員会が公表した指令案、及び2023年6月に欧州議会が採択した指令案に基づくものであり、最終的な指令の内容ではない。指令案の最終的な法制化には、EU理事会及び欧州議会での正式な承認が必要。

企業サステナビリティデュー・ディリジェンス指令案：概要



項目	内容
要求事項 (続き)	<ul style="list-style-type: none">■ 自社のビジネスモデル及び戦略が持続可能な経済への移行及び<u>パリ協定に基づく1.5℃の地球温暖化への抑制の目的</u>、ならびに<u>2050年の気候中立及び2030年目標を定める欧州気候法の目的と整合した移行計画の策定と実施</u>。■ <u>取締役が移行計画の策定・実施に関する義務を負う</u>。平均従業員数1,000人超の企業の場合は、取締役の<u>変動報酬の一部を移行計画と連動</u>させる方針を策定。■ 取締役は、該当する場合、<u>人権、気候変動及び環境への影響を含む持続可能性の問題に対する意思決定の結果を、短期・中期・長期的に考慮</u>。
開示義務	<ul style="list-style-type: none">■ DDの内容、潜在的及び実際の負の影響、それらに対する措置に関する<u>年次報告書をウェブサイト</u>で公表。
処分・ 罰則	<ul style="list-style-type: none">■ 指令に違反した場合は、各EU加盟国が定める国内法に基づく制裁措置（金銭的制裁、企業の責任や侵害の性質を示す公的声明、侵害行為を中止し繰り返さないことの義務、製品の自由流通又は輸出の中止、公共調達からの除外）が課される。金銭的制裁の場合は、全世界純売上高ベースで課される。■ 指令が定める義務を遵守しなかった、又は不履行の結果、適切な措置により、特定・優先順位付け・防止・軽減・停止・救済・最小化すべきであった負の影響が損害に繋がった場合（長くても10年前までの事象）は、企業が損害賠償責任を負う。

注：上記は、2022年2月に欧州委員会が公表した指令案、及び2023年6月に欧州議会が採択した指令案に基づくものであり、最終的な指令の内容ではない。指令案の最終的な法制化には、EU理事会及び欧州議会での正式な承認が必要。